

養育費・面会交流にかかる支援制度のお知らせ

日野町に居住しているひとり親（母子家庭・父子家庭）の養育費の取り決めや面会交流を支援します。
令和5年4月以降（令和5年度分）の費用を対象とします。詳しくは、役場健康福祉課までご相談ください。

養育費にかかる公正証書等作成促進補助金

養育費とは…子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費など。

事業の目的

ひとり親の養育費の取り決めを公正証書など公文書化することを促進し、養育費支払いが確実に行われることを確保するため、公正証書などの作成にかかる本人負担費用を補助する。

事業の対象

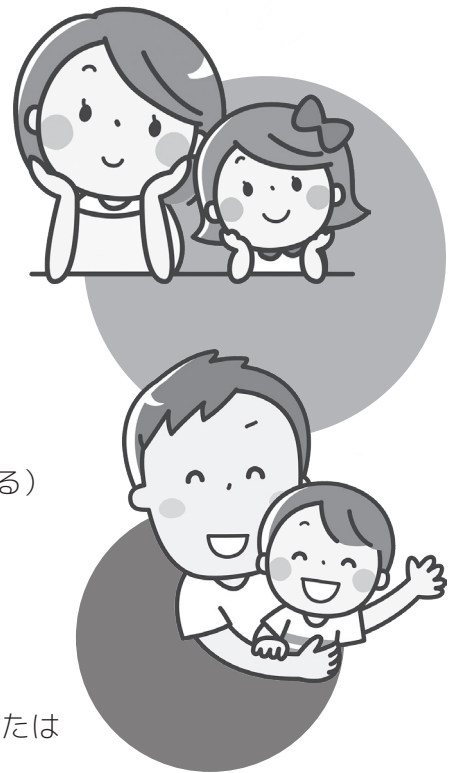
※次の要件をすべて満たす人

- ①養育費の取り決めにかかる費用を負担した人
- ②養育費の取り決めにかかる公正証書などの公文書を持っている人
- ③養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を扶養している人
- ④過去に養育費の取り決めを交わした同じ公文書で補助を受けていない人

補助金の額 補助上限額 2万円

補助金の対象となる経費

- ①公証人手数料など公証人役場に支払った費用
- ②調停申し立てなどに要した収入印紙代（離婚請求および養育費請求に限る）
- ③戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）
- ④連絡用の郵便切手代



面会交流支援事業

面会交流とは…子どもと離れて暮らしている父や母が子どもと定期的または継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流すること。

事業の目的

離婚した父母は、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが困難なことがあるため、円滑に面会交流が行えるよう、公益社団法人等による面会交流援助を受ける場合の費用を助成する。

事業の対象

満15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居している親、または子どもと別居している親との面会交流を希望する同居している親で、次の要件を満たす人

- ①面会交流の実施について、父母間で調停調書など書面による取り決めがある人
- ②公益社団法人等援助団体による面会交流援助の利用費用を負担した人

助成金の額 援助1回あたり5千円を上限。援助を受ける父母1組につき年12回まで。

助成金の対象となる経費

面会交流援助を利用するために公益社団法人等援助団体に支払った援助費
（事前面接・相談費用、入館・入園料等の実費、援助者の交通費は対象外）

【問合せ先】役場健康福祉課（電話 72-0334）

心とむひとときを。

ノームコミュニティLab おむすび Cafe



旧黒坂小学校跡地を活用する日野町リノベーションLabの活動の一環として、特定非営利活動法人ノームがカフェを開設しました。定番のおむすびセットのほか、日替わりでハンバーガーや巻き寿司などを提供しています。ぜひ、お誘い合わせのうえお越しください。



旧黒坂小学校、 食堂を始めました。

日時 毎月第2・第4水曜日

午前 11 時～午後 2 時

場所

旧黒坂小学校多目的教室
リノベーション Lab 拠点 (日野町黒坂 1560-1)

- ★定番のおむすびセットは、先着 10 食限定です。おむすびの具材は日替わりですので、さまざまな味をお楽しみください。
- ★テーブル、いすもありますので、おしゃべりの場としてもご利用ください。
- ★料金は現地でご確認ください。

【問合せ先】特定非営利活動法人ノーム (電話 0859-64-3404)



県内
初開催!

「とっとり農業人フェア」 を開催します!

独立就農、雇用就農、アルバイト等、鳥取県で農業を始めるための相談や情報収集ができるフェアを開催します。県内農産物の産地の方や支援機関が集いますので、お気軽にご来場ください。

開催日

11月3日 (祝・金)

午前 10 時から午後 3 時まで

場所

倉吉体育文化会館 (倉吉市山根 529-2)

内容

- 各産地、市町村の就農相談 (12 産地、9 市町村参加)
- 雇用就農情報の紹介
- 移住・定住の相談



◀詳細は左記 QR コード
をご覧ください。

- セミナー 「鳥取県で農業をはじめするには」 午前 10 時 30 分～
「あなたに伝えたい! 現役梨農家のリアルな体験談」 午後 1 時 30 分～

◆アンケートに回答いただいた方に鳥取県の特産品をプレゼント!

【問合せ先】鳥取県農業経営・就農支援センター (電話 0857-26-7388)



新農業人フェア(大阪)の様子
(令和4年11月26日)

入場
無料

